

● 総務部

平成27年度 定時総会

日時 平成27年6月3日（水）

場所 茨城県開発公社ビル4F 会議室

後藤太一理事の司会により、小野村正徳副会長が開会宣言をし、定刻通り開催されました。

まず、物故会員への黙祷が行われ、次に國井会長が挨拶しました。それから、ご来賓である橋本昌茨城県知事のご祝辞、続いて伊沢総務企画委員長、本会顧問である田所嘉徳衆議院議員同じく本会顧問八島功男県会議員、館静馬県会議員、同じく本会顧問星田弘司県会議員のご挨拶をいただきました。また本会顧問の、高橋靖水戸市長から祝電をいただきました。ご来賓の紹介の後、茨城県知事表彰、茨城県議会議長感謝状贈呈、茨城県行政書士会会長表彰が執り行われ、それぞれ記念撮影がなされました。受賞者代表の齋藤孝夫会員の謝辞をうけて、来賓の皆様が退出後、竹内崇理事の総会成立宣言があり、審議に入りました。

議長には須藤利信代議員（県北支部）、副議長には阿部克己代議員（水戸支部）が選出され、永塚崇洋議事運営委員長による、議事運営委員の紹介と議事運営上の注意事項の説明がありました。また、議事録署名人として、梶山伸治代議員（水戸支部）海老原芳晴代議員（県南支部）が議長により指名されました。

審議に入り第1号議案「平成26年度事業報告及び決算報告について」が上程され、監事から監査報告があり、予め提出された質問書に対し執行役員から回答がなされた後、採決に入り第1号議案は原案通り可決されました。

続いて第2号議案「平成27年度事業計画及び収支予算について」が上程されました。予め提出された質問書に対し執行役員から回答がなされた後、採決に入り第2号議案は可決承認されました。

第3号議案「役員の変更について」は、稲葉稔選挙管理委員長より選挙管理委員が紹介され、続いて國井豊会長の無投票当選が報告されました。その後、副会長の指名、理事、監事の選出がなされ、第3号議案は決しました。

以上で審議が終了し、嶋田広一副会長が閉会の言葉を述べ、定時総会は終了しました。



6月5日（金）茨城新聞掲載記事より



ご来賓の皆様

茨城県知事 橋本 昌様
 茨城県議会総務企画委員長 伊沢 勝徳様
 本会顧問 衆議院議員 田所 嘉徳様
 本会顧問 茨城県議会議員 舘 静馬様
 本会顧問 茨城県議会議員 星田 弘司様
 本会顧問 茨城県議会議員 八島 功男様
 本会顧問 参議院議員 岡田 広(代理)様
 茨城県地域支援局市町村課長 齋藤 章様

茨城県知事表彰受賞者

水戸支部	水戸市	齋藤 孝夫 様
県南支部	牛久市	稲葉 稔 様
県西支部	常総市	飯塚 富雄 様

茨城県議会議長感謝状受賞者

水戸支部	水戸市	郡司 孝夫 様
	ひたちなか市	宮崎 利章 様
県西支部	古河市	高橋 政夫 様
	坂東市	間中 宏 様
県北支部	常陸太田市	須藤 利信 様

茨城県行政書士会会長表彰受賞者

水戸支部	城里町	菌部 暁代 様
	笠間市	高橋 守幸 様
	水戸市	廣瀬 正夫 様
	ひたちなか市	江田 晴樹 様
県南支部	ひたちなか市	打越 正恭 様
	つくば市	五十嵐仁也 様
県南支部	取手市	坂入 浩行 様
	古河市	高橋 和男 様
県西支部	常総市	小島 通弘 様
	古河市	倉本 仁司 様
	桜川市	木村 健一 様
	坂東市	風見 光雄 様
	古河市	中島 公也 様
県北支部	日立市	北見 恒美 様

茨城県行政書士会 役員名簿

平成27年6月3日

役職名	支部名	氏名	事務所所在地	
会長	水戸	國井 豊	大洗町	
副会長	水戸	郡司 孝夫	水戸市	
	県南	渡邊 律三	つくば市	
		竹内 崇	かすみがうら市	
	県西	飯塚 富雄	常総市	
	県北	古川 正美	常陸太田市	
	鹿行	嶋田 広一	鉾田市	
理事	水戸	木村 司	水戸市	
		安 圭一	水戸市	
		久保 朋央	水戸市	
		柴本 勇	水戸市	
	県南	三瓶 賢二	水戸市	
		本郷 勝利	牛久市	
		松田 秀幸	龍ヶ崎市	
		若山 民雄	石岡市	
		岡本 博人	牛久市	
		児島 秀卓	取手市	
		中山 満芳	阿見町	
		根本 和志	土浦市	
		県西	増戸 美幸	筑西市
			間中 宏	坂東市
石塚 紀雄	坂東市			
深谷 孝	桜川市			
富田 隆	筑西市			
永塚 崇洋	古河市			
県北	遠藤 実	那珂市		
	中村 祐治	那珂市		
鹿行	上妻 陵大	鉾田市		
	佐藤 鉄也	神栖市		
監事	水戸	大橋 廣中	茨城町	
	鹿行	吉川 俊	潮来市	
支部長	水戸	木村 司	水戸市	
	県南	稲葉 稔	牛久市	
	県西	安田 康一	筑西市	
	県北	四釜 絹枝	日立市	
	鹿行	田向 敏雄	神栖市	
事務局長		篠原 操		

平成27年度 第2回理事会

日時 平成27年6月16日（火）午後3時20分～午後4時50分

場所 水戸京成ホテル2F 瑠璃の間

出席者 会長、副会長、相談役、理事、支部長、監事、事務局長
(出席者28名、欠席者1名、欠員1名)

議題1 審議事項

- 第1号議案 相談役の委嘱について原案通り承認された。
 第2号議案 業務執行部員の委嘱について原案通り承認された。
 第3号議案 専門委員の委嘱について原案通り承認された。
 第4号議案 綱紀委員会委員の委嘱について原案通り承認された。
 第5号議案 会員指導委員会委員の委嘱について原案通り承認された。
 第6号議案 申請取次行政書士管理委員会委員の委嘱について原案通り承認された。
 第7号議案 顧問の委嘱について原案通り承認された。

議題2 報告事項

- ア 広報・監察部支部通信員について報告があった。
 イ 暴力団等排除総合対策委員会委員について報告があった。

顧問・相談役

役職名		氏名
顧問	自民党茨城県連会長 参議院議員	岡田 広
同	衆議院議員	田所 嘉徳
同	茨城県議会議員	藤嶋 正孝
同	同	舘 静馬
同	同	八島 功男
同	同	星田 弘司
同	水戸市長	高橋 靖
相談役	会 員	小野村 正徳
同	同	新井 毅

綱紀委員会

役職名	氏名
委員	齋藤 孝夫
同	稲葉 稔
同	小嶋 信行
同	黒澤 清
同	大庭 孝志

会員指導委員会

役職名	氏名
委員	飯塚 富雄
同	嶋田 広一
同	久保 朋央
同	三瓶 賢二
同	本郷 勝利
同	間中 宏
同	遠藤 実

申請取次行政書士管理委員会

役職名	氏名
委員	柴本 勇
同	松田 秀幸
同	相澤 敏昭
同	中村 祐治
同	大庭 孝志

支部通信員

支部名	通信員名
水戸支部	小野 一生
県南支部	竹内 良太
県西支部	倉持 良信
県北支部	大和田 廣
鹿行支部	大川 かつ江

暴力団等排除総合対策委員会

役職名	氏名
委員	郡司 孝夫
同	深谷 孝
同	木村 司
同	児島 秀卓
同	松田 秀幸

業務執行部の組織及び専門委員

部名	担当副会長	理事名	専門委員
総務部	飯塚 富雄	部長 間中 宏	鈴木 正人
		副部長 本郷 勝利	石井 治美
		部員 永塚 崇洋	後藤 太一
		部員 増戸 美幸	海老原芳晴
		部員 上妻 陵大	
広報・監察部	嶋田 広一	部長 遠藤 実	
		副部長 根本 和志	
		部員 佐藤 鉄也	
国土農地部	竹内 崇	部長 久保 朋央	
		副部長 石塚 紀雄	
		部員 中村 祐治	
建設部	竹内 崇	部長 若山 民雄	石井 徹
		副部長 中村 祐治	
運輸交通部	渡邊 律三	部長 深谷 孝	小野崎佳昭
		副部長 富田 隆	
		部員 佐藤 鉄也	

部名	担当副会長	理事名	専門委員
環境部	郡司 孝夫	部長 木村 司	宮崎 利章
		副部長 岡本 博人	阿部 克己
保健風営部	郡司 孝夫	部長 中山 満芳	
		副部長 児島 秀卓	
		部員 上妻 陵大	
国際部	渡邊 律三	部長 松田 秀幸	
		副部長 柴本 勇	
市民法務部	古川 正美	部長 増戸 美幸	柴田 大
		副部長 三瓶 賢二	
		部員 安 圭一	
		部員 永塚 崇洋	

就任挨拶

総務部長 間中 宏

このたび、総務部長を担当させて頂くこととなりました県西支部の間中宏でございます。その職務に鑑みれば、職責の重さに身が引き締まる思いであります。こうした大役を仰せつかることは、私にとりまして初めての経験でありますので、未熟さゆえに何かと行き届かない点もあろうかと存じますが、一生懸命に務めさせて頂きたく思っております。

まずは、会則・諸規程の制定及び改正をはじめとする前総務部からの事業計画等をしっかりと引き継ぎながら、現状の諸々の課題につきましても、十分に精査の上可能な限り打開策を講じて参りたいと考えております。國井会長のもと、飯塚副会長、本郷副部長、増戸部員、永塚部員、上妻部員、専門委員と一致団結し、一丸となって会務を遂行して参りますので、ご指導ご鞭撻の程、何卒宜しくお願い申し上げます。



第4回 総務部会

日時 平成27年6月24日（水） 午後2時～午後4時30分

場所 行政書士会事務局

出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、増戸部員、永塚部員、上妻部員、海老原専門委員、後藤専門委員

議題 今年度の事業計画について

1 会則諸規程の新設、改正

- (1) 就業規程については、前年度に改正原案上程済み。
部内で原案を確認し、事務局の要望も勘案した上で、作成作業を進める。
- (2) 役員選任規程は、特に選管の任期（§4IV）が問題。
- (3) 事務所調査規程は、新設案が完成済。
- (4) 長期的視野で新設、改正作業を行う。

2 会費納入方法

現在、自動引き落としの会員が736名（65%）。
ゆうちょ銀行に限定せず、他銀行にも拡大するかは、今後の課題として継続して協議。

3 行政書士試験

茨城会のみならず、試験センターも試験会場（流通経済大）確保済。
センターからの回答などを待ち、会長の意向を基に、次回部会にて協議。

4 新春交流会

来年2月22日、会場確保済（水戸京成ホテル）。
講師選定を会長とともに進める。

5 会員証のリニューアル

詳細を決めた上、作業を進める。

6 茨城県収入証紙売りさばき所の認可取得

事務局収入向上の一手段として、継続して協議。

7 会員名簿の更新

事務局にて対応。

8 茨城会50周年記念誌発刊準備

今後、協議していく。

9 副会長の序列の決定

総務部からの要望として、正副会長会議にて諮っていただく。

● 広報・監察部

就任挨拶

広報・監察部長 遠藤 実

このたび、引き続き広報・監察部長を仰せつかりました、遠藤実と申します。皆様のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、広報・監察部では行政書士制度のPRを積極的に展開し、監察活動を適正に行うことにより、会員の皆様が地域で活動していただきやすいよう心がけてまいります。

「行政茨城」をさらに読みやすく、また各種活動がわかりやすい編集を心がけてまいります。そして今年から対外的なPRを重視した特別号を発刊する予定です。より多くの方に“行政書士とはどういう仕事か？”というアピールを出来るよう、さらにはそれが会員の皆様に営業ツールとして活用していただけるよう、各部の協力も得ながら努力してまいります。

各支部からの通信員の皆様とも力を合わせて、会員の皆様のための広報・監察が出来るよう頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

第1回 広報・監察部会議の開催

日時 平成27年6月26日（金） 午前10時～午後0時30分

場所 茨城県行政書士会 事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、根本副部長、佐藤部員

議題 平成27年度の予算・事業について

当部の事業について全般的な打合せを行った。

(1) 行政茨城について

- ・編集校正の内容に関して確認。
- ・会員用の通常号は出来るだけコンパクトに、そして対外PR用に製作する特別号はオールカラーで官公署・金融機関等に回覧用に置けるような内容で作ることを決定。そのための編集企画は今後詰めていくが、この特別号は年に1～2回発刊することにする。
- ・以上の方針を仕様書にまとめ、印刷業者3社に入札することを決定。

(2) 監察業務について

- ・非行政書士行為について、内容に応じて適宜監察活動を行うことを確認。



重要（再掲載）**行政書士徽章着用と行政書士証票携行の徹底**
～非行政書士排除のために～

茨城県行政書士会 会長 國井 豊
広報・監察部長 遠藤 実

茨城県行政書士会では今般、行政書士の職域の確保及び非行政書士の排除を目的として、行政書士徽章の着用と行政書士証票の携行（補助者については補助者徽章の着用と補助者証の携行）の徹底を図ることを決定しました。



行政書士徽章を上着に着用するとともに、行政書士証票は常時見えるようにストラップ等で首からさげたり胸に付けることにより、官公署等の窓口において、行政書士又は補助者であることを積極的にアピールしてまいります。

言うまでもなく、徽章着用は、日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則にあるとおり、私たちの義務であります。また、平成26年3月には茨城県総務部長より、各市町村長・各市町村農業委員会・各出先機関の長・警察本部長など関係機関に対し、行政書士法の遵守徹底を通達されました。これは、依然として非行政書士により違法に書類が作成されたと考えられる事案が見られることから、改めて職員への周知徹底を図っていただきたい旨の依頼であります。文中においては、窓口において行政書士証票の掲示を求め、行政書士であることを確認していただくよう関係機関に対し協力を求めています。

さあ、行政書士の誇りも高く行政書士徽章を着用し、行政書士証票を携行して、日々の業務に邁進してまいりましょう！

もちろん申請の際には、書類への行政書士名記名押印もお忘れなく！
会員お一人お一人のご理解とご協力をお願いいたします。

国土農地部

就任挨拶

国土農地部長 久保 朋央

この度、国土農地部長を拝命致しました水戸支部の久保朋央と申します。前期の副部長職に引き続き、国土農地部の会務を担当させて頂く事となりました。

行政書士の業務は数多くあります。その中でも農業委員会への農地転用関係業務は行政書士業務としての歴史もあり、かつ我々行政書士の独占業務と言えるのではないのでしょうか。しかしながら現状は、非行政書士の関与が多いのではないかと感じます。

前期は「農地法関係業務の手引き」を無事に発行することができ、また継続的な業務研修会の開催、そして行政書士法遵守のための活動と盛り沢山の事業でした。

今期も引き続き会員の皆様のお役に立てるように、そして行政書士法第1条に記載されております「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資する」ことを目標に頑張っていきたいと思っておりますので、どうか会員の皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第1回 国土農地部会

日時 平成27年6月29日（月） 午後3時～午後5時

場所 茨城県行政書士会 事務局

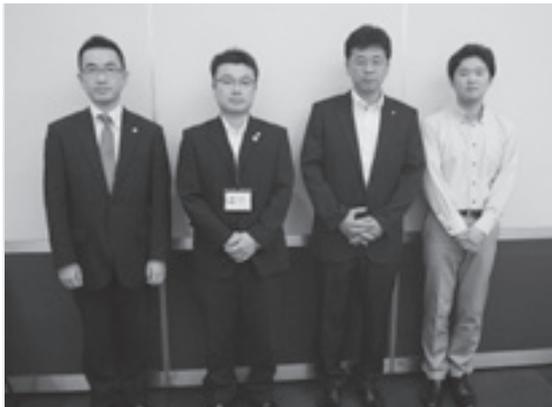
出席者 竹内副会長、久保部長、石塚副部長、中村部員

議題 平成27年度の事業について

(1) 県農業政策課及び建築指導課への訪問と就任のご挨拶

(2) 今期の事業について

- ア 農地法関係研修会を9月頃に、都市計画法関係研修会を来年1、2月頃を目安に開催すること。農地法関係研修会は県央地区の農業委員会事務局へ講師依頼をする。都市計画法関係研修会は県の建築指導課へ依頼予定。日程等の詳細を素早く決定し会員向けに周知を図る。
- イ 県農業政策課との情報交換会を開催することで、日程調整を図る。
- ウ 制度推進・職域確保としては、引き続き各ハウスメーカーへの行政書士法遵守についての文書送付や、10月の広報月間の際に県内各市町村農業委員会へ行政書士法について周知徹底をお願いすること、等が意見としてあり、今後具体的に動いていく事となった。



就任挨拶

建設部長 若山 民雄

この度、建設部長に就任致しました県南支部の若山民雄でございます。初めての理事就任と同時に部長という大役を仰せつかりました。まだまだ若輩者ではございますが、先輩各位並びに会員の皆様に御指導御鞭撻を賜りつつ、職務に邁進させて頂く所存でございます。この場をお借りして、今期の職務のご紹介をさせていただきます。

まず最初に、「身近で頼れる行政書士」の位置付けを不動のものとする一環として、茨城県監理課に御協力を頂き業務研修を開催し、会員資質の向上を図ります。また、対外折衝による関係強化が必要となる為、茨城県関係部署及び先進単位会と意見交換会を行い、建設業許可申請業務がより一層円滑化するよう努めます。さらに、この対外折衝による関係強化を踏まえ、茨城県監理課と共催により建設業者及びその関係者のためのセミナーを開催し、茨城県内における建設業界の益々の発展に寄与させていただきます。

会員の皆様がより一層円滑に業務を行うことができるよう、竹内副会長、中村祐治副部長、専門委員のお力添えのもと、微力ながら精一杯に重責を全うさせて頂くことをお約束し、就任の挨拶に代えさせていただきます。何卒宜しくお願い致します。

第1回 建設部会

日時 2015年6月29日（月） 午後1時～午後3時

場所 茨城県行政書士会 事務局

出席者 竹内副会長、若山部長、中村副部長、石井専門委員

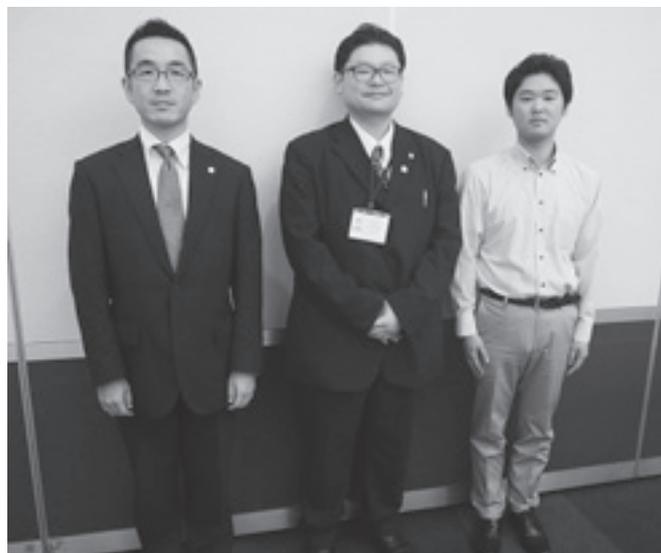
議題 平成27年度事業計画について

(1) 平成27年度 事業計画の検証

本年度開催予定の事業について、内容と実施時期について精査しました。

(2) 職務分掌の協議

事業毎に担当者を決定し、必要な準備の内容について確認しました。



● 運輸交通部

就任挨拶

運輸交通部長 深谷 孝

この度、運輸交通部長に就任いたしました県西支部の深谷孝でございます。

前期に引き続き運輸交通部に所属させていただくこととなりました。

運送業界においても安全管理・コンプライアンスの遵守強化がさらに求められている現状です。

我々行政書士に対しては書類作成に加え高次元の相談業務に対応出来る能力が必要となっています。

今期においても、担当諸官庁や関係諸団体との信頼関係強化に引き続き注力するとともに、講師を依頼し的確な情報を会員の皆様に還元し、併せて能力向上の為の研修も実施してまいります。

具体的事業の推進につきましては、渡邊副会長、富田副部長、佐藤部員、小野崎専門員と協議のうえ事業計画を進めていく所存です。

皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。



第1回 運輸交通部会

日時 平成27年6月25日（木） 午後2時～

場所 茨城県開発公社ビル 5-B会議室

出席者 渡邊副会長、深谷部長、富田副部長、佐藤部員、小野崎専門委員

議題1 平成27年度自動車運送事業実務者養成講座開催について

講座は午前10時より午後4時までを予定し3日で6回の個別受講とします。

講義は一般貨物自動車運送事業をメインに外部講師を迎えて実務と知識を習得します。

日程は平成27年11月から平成28年2月まで下記を予定しています。

第1～2回 平成27年11月11日 事業の許可申請とその要件等

第3～4回 平成28年1月20日 特殊車両通行許可申請等

第5～6回 平成28年2月10日 自動車登録及び車庫申請の取扱い留意点等

議題2 自動車登録と出張封印実務取扱いについて

日程は平成27年10月7日を予定します。

内容は出張封印推薦運営要領第2条4号に規定する担当部で行う所定の研修会です。

講師に関東陸運振興センターの支部長をお願いしました。

議題3 関係官公署への挨拶回りについて

茨城県庁、警察署・陸運局、陸運局トラック協会、自販連、陸運振興センター他への挨拶。

平成27年7月1日に渡邊担当副会長、前部長専門員の小野崎氏、深谷部長で挨拶訪問を行った。

その後事務局にて研修日時の調整作業を実施。

議題4 会員の資質向上及び職域の拡大に資する事業について

関係先より情報を入手し、積極的に取り組むこととした。

就任挨拶

環境部長 木村 司

環境部長を再登板することになりました木村司です。よろしくお願いいたします。

環境部が設けられて4年間、産業廃棄物・その他環境に関する法令関係業務の指導及び連絡、改善に関する企画・立案、研修会の開催、さらに県や市町村との連絡・調整を行ってきました。

今後も、茨城県廃棄物対策課との情報交換を密にして関係強化を図っていくとともに、複数回、講師を依頼し、的確な情報を会員の皆様に還元し、能力向上の機会を設けていきます。

また、一般の事業者の皆様を対象に、新規収集運搬業講習会受講者や各講習会参加者向けに、許可申請にかかる無料相談会を実施し、社会貢献を行うとともに、行政書士の知名度向上を図っていききたいと思います。

第1回 環境部会

日時 平成27年6月25日（木） 午後4時～午後5時

場所 茨城県行政書士会 事務局

出席者 郡司副会長、木村部長、岡本副部長、宮崎専門委員、阿部専門委員、
オブザーバー：小野村相談役

議題 平成27年度事業計画について

(1) 実務研修会について

9月頃と来年2月頃に実施する。

9月の研修は、許可取消にかかる手続で、聴聞通知からの考察としてその顛末とその後の対応について、廃棄物対策課の担当者を招聘して実施する。

年明けの研修は、収集運搬業許可で、茨城県と近隣県の申請上の注意点について、茨城県は廃棄物対策課の担当者に講話いただき、他県については、環境部員が担当する。

(2) 廃棄物対策課との打ち合わせ会

8月前半に実施できるように調整する。

(3) 他単位会環境部門研修・視察

環境部門があって積極的な単位会ないし茨城県で取扱いの少ない許可内容や施設のある県を視察したく、具体的な単位会は今後検討する。

(4) 県及び関連団体主催講習会参加

適正化講習会と建設廃材の講習会に参加する。

(5) 講習会会場での無料相談会実施

収集運搬業の新規講習会は、10月7日と8日に開催されるので、その2日間の昼休み時間と講習時間終了後に無料相談会を実施する。

上記の適正化講習会や建設廃材の講習会でも実施できないか今後交渉する。



● 保健風営部

就任挨拶

保健風営部長 中山 満芳

この度の茨城県行政書士会理事会において児島秀卓前保健風営部長の後任として、保健風営部長に選任され、6月16日に就任いたしました。

去る6月25日、本会事務局において第1回保健風営部会を開催し、任命委嘱状交付式を行い旧保健風営部から新保健風営部へ移行いたしました。

保健風営部といたしましては、業務上の関係機関である茨城県警察本部、各所轄警察署および茨城県保健福祉部等との連携を強化し、行政書士の円滑な職務遂行を後押しできるよう努めてまいります。また他県の行政書士保健風営部との意見交換・視察を積極的に行い最新情報をご提供したいと考えております。

このうえは、皆様のご指導ご懇情を賜りながら全力を尽くして重責を全うする所存でございますので、一層の御支援御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

第1回 保健風営部会

日時 平成27年6月25日（木） 午後3時～午後4時

場所 茨城県行政書士会 事務局

出席者 郡司孝夫副会長、中山部長、児島副部長、上妻部員

議題 平成27年度事業計画について

(1) 平成27年度 事業計画の遂行について

6月3日（水曜日）に開催されました本会定時総会において、保健風営部の平成27年度事業計画が承認されましたので、具体的な研修時期及び研修内容の概要について協議いたしました。来月早々に、関係官庁へ出向き、保健風営部業務研修の主旨を説明した上で、協力を要請することになりました。



(2) 近隣単位会との意見交換会への参加について

近隣単位会との意見交換会については、積極的に参加し、情報収集を図り、これからの保健風営部の事業推進及び事業の円滑化に役立てます。

● 国際部

就任挨拶

国際部長 松田 秀幸

この度、国際部長を仰せつかりました松田秀幸です。

国際業務を取り扱っていらっしゃる会員の皆様と情報交換を積極的に行い、業務研究等の様々な事項について検討していきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成24年7月に施行した改正入管法から3年程度が経過し、新たな在留管理制度が社会に浸透しつつある状況にあります。また、「経営管理」や「技術・人文知識国際業務」等の在留資格の名称変更、東京オリンピックに係る外国人建設就労者の受入等、今日に至るまで様々な法改正がなされました。

上記の社会状況に対応するため、我々は国際業務に係る基礎的な考え方や事項をしっかりと身に付け、専門的・

応用的な事項についても研鑽を積む必要があります。そういった内容を踏まえた研修を計画していきたいと思えます。

在留資格諸申請をはじめとした国際業務は、今後もニーズが高まっていくと感じておりますので、研修等の機会があった際には、積極的に参加されますよう、お願い申し上げます。

第1回 国際部会

日時 平成27年6月25日(木) 午後4時～午後5時

場所 茨城県開発公社ビル 5-B会議室

出席者 渡邊副会長、松田部長、柴本副部長

議題1 部長及び副部長の選任に関する件

協議の結果、次のとおり選任された。

部長 松田 秀幸 副部長 柴本 勇

議題2 研修会の開催に関する件

本事業年度内において、東京入管水戸出張所から講師を招く形式での研修会を開催する。

◎第1回 平成27年10月頃

◎第2回 平成28年1～2月頃

※日程等は、今後東京入管水戸出張所との打ち合わせ後に決定していく。

● 市民法務部

就任挨拶

市民法務部長 増戸 美幸

新たな年度が始まりました。

市民法務部では、行政書士業務の内いわゆる許認可業務以外の業務及び新規業務等について担当しております。とても幅の広い分野ではありますがとりわけ業務に関連の深いと思われる、関連団体の方々との連携をさせていただき、新規業務の開拓あるいは業務の拡大を目指して会員の皆様の利益になるよう努めていきたいと思っております。

また、今年度は更なる行政書士の地位向上を目指して行われる、特定行政書士の研修及び試験も担当します。研修会の大部分を占めることとなりますが、市民法務部で担当する研修会は随時行っていくつもりでおりますので、ご理解ご協力の程よろしく願いいたします。

また、行政書士会の広報を目的として電話による無料相談を行う「市民相談センター」の相談件数も増え、順調に機能しているところですが、更なる発展を目指し活動してまいりますので、合わせてご指導、ご協力をお願いいたします。

第1回 市民法務部会

日時 平成27年5月14日（木） 午後2時～午後4時

場所 茨城県行政書士会 事務局

出席者 古川副会長、増戸部長、三瓶副部長、安部員、オブザーバー 郡司相談役

議題1 特定行政書士研修について

- ・研修は、7月～8月に3クール実施することを確認した。
- ・火曜日、金曜日に集中しているため、やむを得ない事情で全課程を受講できない会員への対応について、9月に補講を実施することとした。

議題2 事業報告及び申し送り事項について

- ・業務研修について
H27年度は、特定行政書士研修を行う為、通常の業務研修の実施は困難。
ただし、申し送りについては、各研修を年1回ずつ実施することを申し送る。
- ・新入会員研修
新入会員への案内通知は、カリキュラム作成後に実施する。
- ・新規業務の開拓
補助金申請、金融機関などとの連携、業務受託希望者名簿の管理など
- ・市民相談に関すること
相談センターの運営については、定期的に相談員に対する意思確認をする。
ポスターの配布、関連団体への周知については、訪問して周知に務める。

第2回 市民法務部会

日時 平成27年6月22日（月） 午後2時～午後4時30分

場所 茨城県行政書士会 事務局

出席者 古川副会長、増戸部長、三瓶副部長、永塚部員、柴田専門委員

議題1 特定行政書士研修について

- (1) 監督員の配置を決めた。
- (2) 補講の会場・日程・担当を決めた。
会場 茨城県開発公社 5B会議室 時間は10：00～15：20又は16：30
日程 及び 担当 8月31日、9月2、3、7日
- (3) 考査の担当及び会場は以下の通りとする
会場 つくば国際会議場の中ホール
監督員 全員が監督員となる
- (4) 土浦会場の下見を、以下の日程で実施する。

議題2 新入会員合宿研修について

- (1) カリキュラムの変更について確認した。
- (2) 当日の対応について
当日の集合時間は11:00

議題3 その他

- (1) 業務相談室について
テスト運営として、告知を新入会員研修で行い、次回の部会時に回答を行うこととする。
- (2) 市民相談センターの件
相談員募集については、行政茨城9月号で告知。
ポスターは、10月頃に作成して11月に配布する。
配布先の検討は、次回市民法務部会で行う。
- (3) 八士会の開催について
無料相談会の打ち合わせについて確認した。
- (4) 市民法務部会研修について適時に行うこととした。

事業報告

●4月9日

茨城県団体中央会から講師を招き「ものづくり補助金申請について」実務研修を行った。参加者49名（締切り間近ということで急遽の研修会を行うこととなり告知時間が短く、参加できなかった会員の皆様申し訳ございませんでした。この場をお借りして改めてお詫び申し上げます。）



第1回 国際部・申請取次行政書士管理委員会 合同会議

日時 平成27年6月25日（木） 午後4時～午後5時

場所 茨城県開発公社ビル 5-B会議室

出席者 渡邊副会長

松田部長／委員 柴本副部長／委員

大庭委員 相澤委員 中村委員

議題1 委員長及び副委員長の選任に関する件

- ① 本委員会は届出者の管理等を目的とすること。
- ② 国際業務の拡大等を目的とする国際部は、本委員会の存在意義とは異なること。
- ③ ②により国際部員以外が委員長となることが望ましいこと。
- ④ 本会の理事を務める者が委員長となることが望ましいこと。
- ⑤ 副委員長については特段の制限は設けないこと。

以上の5項目から検討した結果、次のとおり選任された。

委員長 中村 祐治 副委員長 柴本 勇

議題2 研修会等の開催に関する件

本事業年度内において次のとおり研修会等を開催する。

1. 届出済証明書更新に係る研修会
 - ① 平成27年9月16日（水）13時30分～16時00分
 - ② 平成28年3月8日（火）13時30分～16時00分
2. 取次業務の初心者に係る研修会
 - ① 平成27年11月18日（水）13時30分～16時00分
3. 取次業務に係る事例報告会（業務の経験者に限定するかどうかは後日決定する）
 - ① 平成27年12月9日（水）13時30分～16時00分
4. 国際部の業務研修会は、東京入管水戸出張所との打ち合わせ後に日程を決定していく。

● 会員指導委員会

第4回 会員指導委員会

日時 平成27年7月2日（木） 午前11時～午後1時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚副会長、嶋田副会長、久保委員、三瓶委員、本郷委員、間中委員、遠藤委員

委員長及び副委員長の選任に関して、下記のとおり決定した。

委員長 飯塚 富雄 副委員長 嶋田 広一

さらに、今後のスケジュールや役割分担等を確認して散会した。

1. 会費滞納者の公表について

茨城県行政書士会は皆様が納入された会費により成り立っています。

しかしながら、一部には会費を滞納する会員もあり、その対応に苦慮しているところでは、また中には、会からの呼びかけ等に対して何ら応答のない会員も見受けられ、会員間の公平性確保のためにも、本会として対応する必要が迫られているところでは、

平成25年度第5回理事会において、「会費滞納者の公表に関する規程」が承認され、平成26年10月1日から施行されました。（「行政茨城」平成26年5月号に掲載済み）

新設されたこの規程では、会費を滞納している会員について、本会ホームページ中会員専用ページ及び本会事務局内掲示板の両方に、会員名（法人名）を掲示することになりましたので、ご留意のうえ、納期限までに会費を納入下さるようよろしくお願いいたします。

なお、公表については平成27年3月上旬から実施されています。

会費の減免について

特別な事由により会費の納付が困難な状況がある場合には、会則に延納や減免の申出をすることができる規定があります。（会則第15条）

2. 「職務上請求書」払出方法の変更について

『茨城県行政書士会職務上請求書払出規程』の施行（平成26年10月1日）により、職務上請求書の払出方法が以下のとおり変更となりました。

①払出日を設定します。



◇平成27年1月15日以降
→第1木曜日・第3木曜日 午後2時～5時

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による「使用済職務上請求書」の内容確認があります。

※ 不適正な使用・未記載等がある場合、即日の払出しが出来ない場合があります。

※ 郵送申込みの場合も、上記払出日に内容確認のうえ送付いたしますので、時間に余裕を持ってお申込み下さい。

②「コンプライアンス研修会」の受講が必要となります。

規程により、職務上請求書の購入には、従来の「購入申込書」「誓約書」に加え、本会の開催する『コンプライアンス研修会』を受講したことを証する「修了証」の提示が必要となります。

※ 昨年8・9月開催の『職務上請求書払出研修会』を未受講で、職務上請求書の購入を希望される方は、下記により研修会をお申込み下さい。

コンプライアンス研修会 参加申込書

平成27年 月 日

参加希望日に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日	時	場 所	申込欄
8月期	8月6日(木)	13:30~16:30	茨城県開発公社ビル 会議室	
9月期	9月3日(木)	13:30~16:30	〃	
10月期	10月1日(木)	13:30~16:30	〃	

【申込期限：開催日の5日前まで】

事務所住所：	
会員氏名：	登録番号：第 号

※ 既に「コンプライアンス研修会」を「職務上請求書払出研修会」として昨年8月・9月に受講された方は、受講の必要はありません。

※ 本人確認のため、必ず「行政書士証票」をご持参下さい。

※ 遅刻された場合、「修了証」は発行しません。研修会の最後に、効果測定を行います。

※ 「コンプライアンス研修会」を受講後、職務上請求書をご購入される方は職印をお持ち下さい。

3.「補助者証」有効期限及び補助者研修会の開催について

『茨城県行政書士会補助者規程』の一部改正（平成26年10月1日）により、「補助者証」に有効期限が設定され、その有効期限内に、所定の研修会を受講することが義務づけられました。

①「補助者証」に有効期限が設定されました。



◇平成26年9月30日以前に登録した補助者

有効期限 平成28年9月30日まで（本規程施行から2年間）

◇平成26年10月1日以後に登録した補助者

有効期限 登録から2年間

※有効期限の3か月前から、「補助者証」の更新が可能です。

※更新後の「補助者証」の有効期限は5年間となります。

②「補助者研修会」の受講が必要となります。

補助者規程第6条3の規定により、「補助者証」更新手続きの際、研修会の受講を修了したことを証する「修了証」の添付が必要となります。

次回「補助者証」更新時まで、研修会を必ず1度受講して下さい!!

◆補助者研修会日程◆

日 時：平成27年9月17日(木) 13：30～15：30

場 所：茨城県開発公社ビル 1階 会議室

受 講 料：500円

申込方法：本会事務局までFAXまたはメール(平成27年9月10日締切り)

※平成27年度の補助者研修会は、12月期・3月期に開催予定です。

補助者研修会 参加申込書

平成27年 月 日

平成27年9月17日(木)の【補助者研修会】に参加を申込みます。

支 部 名 :	会 員 名 :
---------	---------

補助者名

(補助者証No.)

※ 補助者証No.が不明の方は、記載しなくて構いません。

※ 補助者1名につき、申込書を1枚ご提出下さい。

※ 本人確認のため、必ず「補助者証」をご持参下さい。

※ 遅刻された場合、「修了証」は発行しませんのでご注意願います。

4. 既存の補助者証の取り扱いについて

平成27年3月5日開催の第14回会員指導委員会において、茨城県行政書士会補助者規程経過措置に基づき、下記のとおり決したので、補助者を設置されている会員の皆様はご対応のほどお願いいたします。

「平成26年9月30日以前発行の補助者証(旧タイプ：有効期間の記載が無いもの)は平成28年9月30日までに本会へ返納すること」

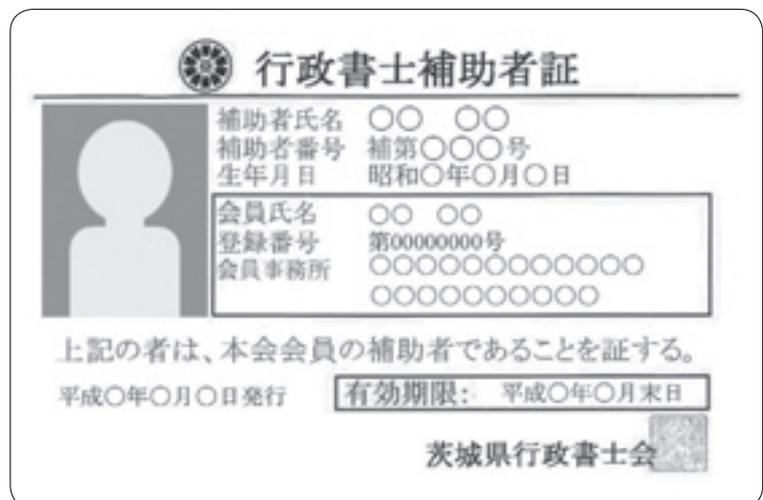
- ・平成26年9月30日以前発行の補助者証(旧タイプ：有効期間の記載が無いもの)は、有効期限を平成28年9月30日としていますが、その記載が無い故の不正使用を避けるためです。
- ・引き続き補助者を設置される場合、更新(有効期間満了日の3ヶ月前から受付)の際に返納(新証と交換)してください。
- ・補助者設置の実態が無い場合、速やかに返納してください。

※なお、補助者証を更新するためには、事前に、本会が主催する補助者研修会の受講が義務づけられています。

※平成26年10月1日以降発行の補助者証(新タイプ：有効期限の記載があるもの)についても、その更新の際、返納(新証と交換)にご協力ください。



旧タイプ(有効期限がない)



新タイプ(有効期限がある)

平成 年 月 日

茨城県行政書士会

会長 國井 豊 殿

登録(法人)番号 :
支 部 :
氏 名(法人名称) :

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」
購 入 申 込 書

1. 購入部数(いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	()冊
			備考：所属する社員行政書士の数 ()名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類(主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類(添付するものに○をつけること。)

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他(顛末書により詳細な理由を記載すること)

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確 認 印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓約書

私(達)は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(以下「職務上請求書」という。)」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私(達)が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載(記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。)は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私(達)以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使用者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私(達)の使用人である行政書士又は補助者が、私(達)が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	平成 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名(法人名称)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">職印</div>		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	
---------	--